

鹿児島県  
飲食店感染防止対策支援事業  
【感染防止対策物品の購入等】

申請要領

令和2年8月

鹿児島県 商工政策課 商店街活性化推進室

【提出先・問合せ先】

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局

〒892-0835 鹿児島市城南町 45-1

コールセンター：099-213-9192

受付時間：9:00~17:00（土日祝除く）

ホームページ：

<http://www.pref.kagoshima.jp/af21/inshokuten-kansenbousi.html>

鹿児島県 飲食店 感染防止

検索

# 目次

## I 感染防止対策支援事業（飲食店向け）【感染防止対策物品の購入等】

1 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～4

2 Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5～6

## II 主な申請書類及び記入方法

1 申請書類送付状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

2 交付申請書及び交付請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8～9

3 添付書類例（レシート・領収書）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10～11

# 感染防止対策支援事業費補助金（飲食店向け）

## ～感染防止対策物品の購入等～

補助率  
10/10

### 1 事業の目的

来店客が食事中にマスクを外さざるを得ない等のため他の業種よりも感染リスクが高い飲食店においては、鹿児島県が示す取組例や業界団体のガイドラインを基に感染防止対策を徹底する必要がある。

そこで、飲食店が感染防止対策物品の購入等を行う経費を助成することにより、飲食店における新しい生活様式の徹底を図ることを目的とする。

### 2 補助金対象者

補助金の交付の目的となる飲食店（（1）及び（2）のとおり。）を経営する法人又は個人であって、次のいずれにも該当するもの。

- ① 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。
- ② 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ③ 前各号に掲げるもののほか、この補助金の目的を達成するために必要なこととして鹿児島県が定めること。

#### （1）飲食店の範囲

日本標準産業分類の「中分類 76-飲食店」のうち、右に掲げるもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食堂・レストラン（専門料理店を除く。）</li><li>・ 専門料理店（日本料理店、料亭、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、その他の専門料理店）</li><li>・ そば・うどん店</li><li>・ すし店</li><li>・ 酒場・ビヤホール</li><li>・ バー・キャバレー・ナイトクラブ</li><li>・ 喫茶店</li><li>・ その他の飲食店（ハンバーガー店、お好み焼き・焼きそば・たこ焼店、他に分類されない飲食店）</li></ul>
日本標準産業分類の「中分類 77-持ち帰り・配達飲食サービス業」のうち、右に掲げるもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 持ち帰り飲食サービス業</li><li>・ 配達飲食サービス業（学校や病院、施設など特定された多人数に対して食事を客の求める場所に届ける事業所を除く。）</li></ul>

#### （2）補助金の交付の目的となる飲食店

- ① 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。
- ② 営業の主たる目的が飲食店であること。
- ③ 店舗が鹿児島県内にあること。

### 3 補助率・補助上限額

補助率：10/10 以内

補助上限額：1 店舗あたり上限 10 万円（10 万円×店舗数）

### 4 補助対象経費

次表に掲げる物品購入費又は外注費（いずれも消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和2年4月1日（水）から令和2年10月31日（土）までの間に購入又は実施し、かつ同日までに支払いがなされたもの

**※ 物品の購入・発注は、可能な限り、鹿児島県内で行うこと。**

#### (1) 物品購入費

分野	コード	対象品目
①消毒費用	101	除菌剤の噴霧装置
	102	オゾン発生装置
	103	次亜塩素酸水生成器
	104	紫外線照射機
	105	消毒液（高濃度エタノール製品（60%以上）等を含む。）
	106	除菌マット
	107	足踏み式消毒液スタンド
②マスク費用	201	マスク
	202	ゴーグル
	203	フェイスシールド
	204	ヘアネット
③清掃費用	301	手袋
	302	ゴミ袋
	303	石けん
	304	洗剤
	305	漂白剤
④飛沫対策費用	401	アクリル板
	402	ビニールカーテン
	403	透明ビニールシート
	404	防護スクリーン
	405	パーティション
	406	カラーコーン、コーンバー
	407	ベルトパーティション
	408	フロアマーカ
⑤換気費用	501	換気扇
	502	網戸
	503	サーキュレーター
	504	扇風機
	505	空気清浄機
	506	加湿器
⑥その他衛生管理費用	601	トイレ用ペーパータオル
	602	使い捨てアメニティ用品

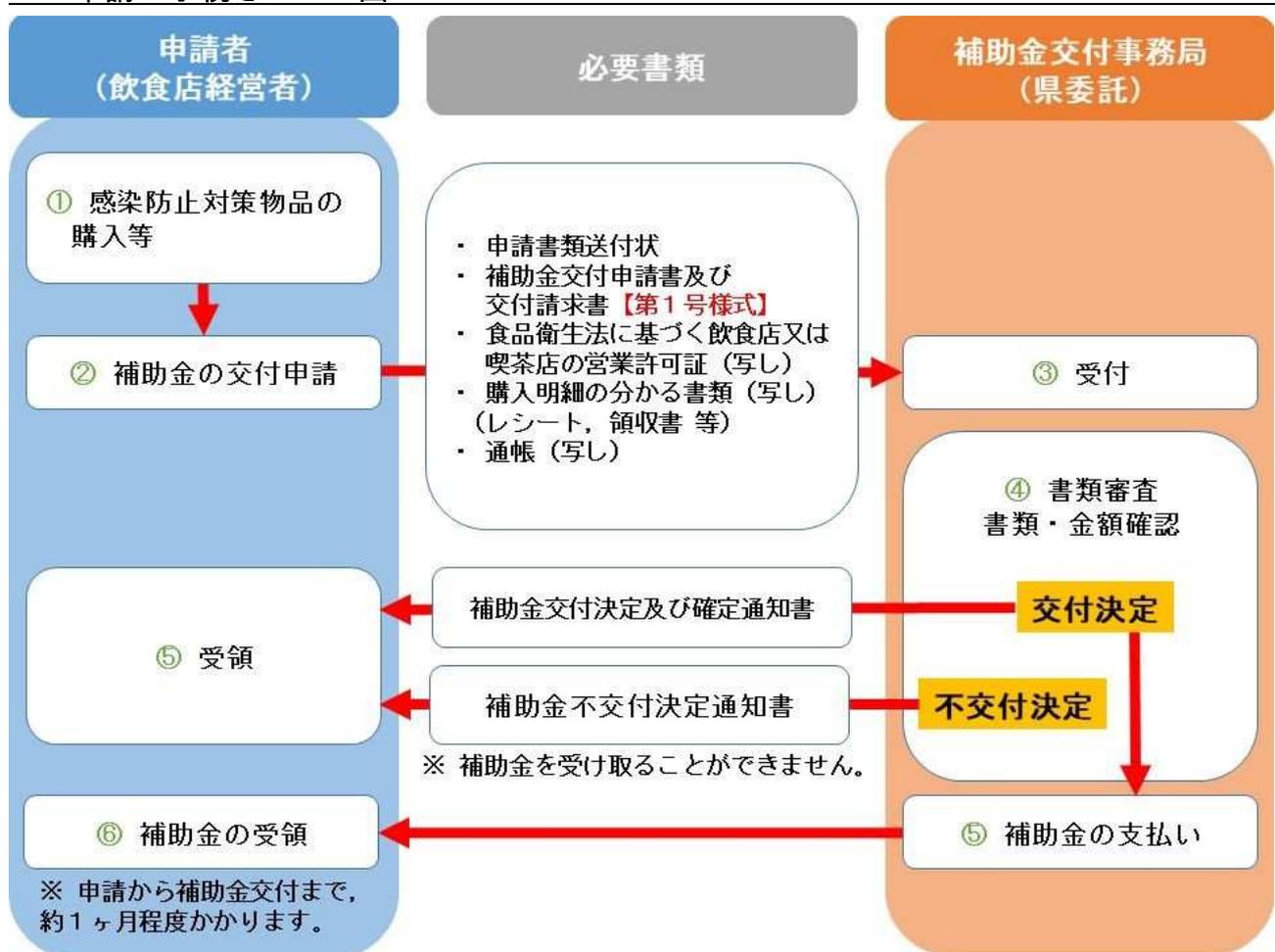
	603	使い捨ての消耗品（皿，コップ，スプーン，割り箸，おしぼり等）
	604	ルームサービスワゴン
	605	体温計
	606	サーモカメラ
	607	コイントレー
	608	非接触ドアオープナー
	609	セルフレジ
	610	自動券売機
⑦PR費用	701	感染防止のための店舗の取組や来客への注意喚起を目的としたポスター・チラシの印刷費

※ 物品購入に伴う施工費，施行に伴う運搬費も対象とする。

## (2) 外注費

分野	コード	対象品目
①外注による発注	901	消毒作業
	902	清掃作業
	903	ユニフォームのクリーニング
	904	感染防止のための店舗の取組や来客への注意喚起を目的としたポスター・チラシの印刷発注

## 5 申請の手続きフロー図



## 6 申請期間

---

令和2年8月24日（月）から令和2年11月2日（月）まで（消印有効）

## 7 申請書等の入手方法

---

- (1) 鹿児島県庁のホームページ（ホーム > 事業者の方々 > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症 > 事業者向け情報 > [飲食店の感染防止対策支援](#)）
- (2) 鹿児島県庁商工政策課，各地域振興局・支庁総務企画課，各離島事務所総務課（係）

## 8 申請方法

---

### (1) 郵送

（新型コロナウイルスの感染防止の観点から，持参による申請は受け付けません。）

※ 簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。（郵送途中の紛失については，当方は一切責任を負いかねます。）

※ 封筒には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。送料は申請者による負担となります。

<宛先>

〒892-0835 鹿児島市城南町 45-1

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 宛て

## 飲食店感染防止対策支援事業（感染防止対策物品の購入等）に係るQ & A

(1) 補助金対象者について		
1	本社は県外だが補助対象となるか。	経営する飲食店が補助の条件を満たした場合、補助対象者となります。
2	大企業でも補助対象となるか。	経営する飲食店が補助の条件を満たした場合、補助対象者となります。
3	2つ以上の飲食店を経営しているが、それぞれが補助対象となるか。	営業許可書を受けているそれぞれの飲食店が補助対象となります。この場合、申請しようとする全ての飲食店をまとめて1件として申請しなければなりません。
4	ホテル内のホテル直営の飲食店は補助対象になるか。	同一事業者であれば、宿泊施設感染防止対策支援事業の対象になるため、本補助金の対象にはなりません。
5	パン屋・ケーキ店（店内で製造、販売）を営んでおり、飲食店営業許可を受け、イートインスペースで飲食できるようにしているが、補助対象の飲食店となるか。	製造、販売を行っており、営業の主たる目的が飲食店でない場合は、対象にはなりません。
6	フェリー内で船舶会社が経営するレストランは、補助対象の飲食店となるか。	営業の主たる目的がフェリーによる運送であるため対象にはなりません。
7	ゴルフ場経営者が経営する場内のレストランは、補助対象の飲食店となるのか。 また、テナント業者が経営するレストランは補助対象の飲食店となるのか。	営業の主たる目的がゴルフ場であるため対象にはなりません。 テナント業者が飲食店営業許可を受け、自ら経営している場合は、対象になります。
8	作り置きした弁当、総菜を販売し、店舗内での飲食もできるが、補助対象の飲食店になるか。	飲食料品が客の注文に応じ調理したものであることから、補助対象にはなりません。
9	キッチンカーで客の注文を受けてから調理した飲食料品を提供しているが、補助対象の飲食店になるか。	飲食料品が客の注文に応じ調理したものであるため、補助対象になります。
(2) 補助対象経費について		
1	ルームエアコンの購入、設置は補助対象になるか。	補助対象経費にはなりません。
2	ロールカーテンを飛沫対策のため購入したいが、補助対象になるか。	補助対象経費にはなりません。
3	ルームエアコン、換気扇の清掃費用は補助対象になるか。	清掃作業を外注するものであれば、補助対象経費になります。
4	食器洗浄機は補助対象になるか。	補助対象経費にはなりません。
5	空気清浄機のリース契約を行ったが、補助対象になるか。	物品購入を対象としているため、補助対象にはなりません。
6	オゾン水生成器は補助対象になるか。	補助対象にはなりません。
7	換気扇の設置工事費用は補助対象になるか。	補助対象になります。
8	PR費用はどのような費用が補助対象になるのか。	ポスター、チラシ等の印刷費のほか、チラシ折り込み費用やデザイン作成等の外注費も補助対象になります。

(3) 補助金の交付について		
1	申請後、振り込まれるまでどの程度日数がかかるか。	申請書及び請求書の関係資料一式を受理後、不備がない場合は、1ヶ月以内を目処に対応します。
2	申請者と交付先の口座名義が違ってても、補助金は交付されるか。	交付できません。申請者と補助金交付先の口座名義は同じでなければなりません。
3	交付について、概算払いの制度はあるか。	概算払いは行いません。精算払いのみです。
(4) 申請手続きについて		
1	申請する事業費は税抜き費用で申請すればよいか。	消費税及び地方消費税を除いた費用で申請してください。
2	領収書だけでよいか。明細も必要か。	一式など詳細が確認できない領収書等の場合、明細（納品書等）も提出してください。
3	レシートも拳証書類となるのか。	補助対象の品目が明記されていれば、レシートも拳証書類となります。
4	複数回に分けて物品購入等をした場合でも、1回にまとめて申請できるか。	申請できます。
5	15万円分を購入し、そのうち10万円分を申請したが、交付決定額は8万円だった。追加で2万円分申請してよいか。	申請は1回のみです。追加申請はできないため、あらかじめ上限額を超えた分まで申請してください。
6	国の補助（持続化補助金）・市町村で同様の助成制度があるが、併用しての申請はできるか。	申請できます。併用する補助金を交付している国・市町村に併用可能か確認した後、事業費の全額から補助を差し引いたときの残額か、本事業の補助額上限のどちらか低い額が補助額となります。
7	感染防止対策物品の購入等とキャッシュレスの導入の両方の申請はできるのか。	両方の申請は可能です。
8	インターネットで物品を購入した場合など、家族あての領収書を提出してよいか。	原則として、飲食店の経営者（飲食店営業許可を受けた者）又は飲食店あての領収書等の提出が必要です。
9	領収書、レシート等の提出はコピーでよいか。また、明細も必要か。	原本ではなくコピーを提出してください。複数の物品を同時に購入した場合、明細（納品書等）のコピーも提出してください。
10	空気清浄機等が品薄のため、10月末までに購入（納品）が間に合わない場合、先払いしても補助対象になるか。	10月末までに購入又は実施する必要があることから、先払いしたものは補助対象にはなりません。
11	3月に物品を購入し、4月に請求書を受け取り、支払いを行ったものは補助対象になるか。	3月に物品を購入していることから、補助対象にはなりません。

記入例（飲食店経営者用）

【感染防止対策物品の購入等】

番号

補助率  
4 / 5

※記入不要です

申請書類送付状（飲食店感染防止対策物品の購入等）  
（申請者による書類チェックシート）

が添付されているか記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、□にチェック✓を申請書類の一番上になるように並べてください。

【申請書類一式】

- 1 鹿児島県飲食店感染防止対策支援事業費補助金交付申請書及び交付請求書（第1号様式）
- 2 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可証の写し
- 3 補助対象経費の支払証拠書類（購入明細の分かるレシート、領収書等の写し）
- 4 振込先口座が分かる通帳等の写し（通帳の表紙の裏の見開き：カタカナでの名義・口座番号等が記載されているページ）

〔※振込先の口座は申請者ご本人の口座に限ります。  
法人の場合は当該法人の口座に限ります。〕

【申請内容】

- 1 申請日が令和2年8月24日から令和2年11月2日までの期間内であるか。
- 2 申請要領の1ページの2-(1)及び(2)に掲げる飲食店に該当するか。
- 3 営業の主たる目的が飲食店であるか。
- 4 複数の飲食店を経営している場合、申請しようとする全ての飲食店をまとめて1件として申請しているか。
- 5 営業許可証の「営業者氏名」「営業所の名称、屋号又は商号」が申請書の内容と一致するか。
- 6 誓約事項欄にチェックがあるか。
- 7 補助対象経費は税抜額が記載されており、その合計額は正しいか。
- 8 交付申請額が、算定方法に基づき1,000円未満切り捨てになっているか。
- 9 領収書又はレシートの金額が申請書の内容と一致しているか。
- 10 品目が補助対象経費として申請要領の2～3ページに掲げるものに該当するか。
- 11 領収書又はレシートの日付が令和2年4月1日から令和2年10月31日までの期間内であるか。
- 12 領収書の宛名が記載されている場合、飲食店の経営者又は飲食店名と一致するか。
- 13 口座の名義が申請者と一致するか。
- 14 口座名義のフリガナが付されているか。

申請書類一式がすべて揃っていること、記載内容に誤りがないことを確認しました。

〔申請者〕

住所 〒 ○○○-○○○

鹿児島県○○市○丁目○-○○

名称及び代表者 株式会社○○○○

職・氏名（個人の場合は氏名） ○○○○○○

担当者 ○○○○○○

電話番号 099-○○○-○○○○



(2) (補助対象経費に対する) 収入の部

財 源	金 額 (円)
県補助金 3の交付申請額と一致	100,000
国・市町村等補助金 ( <u>〇〇〇市感染防止対策支援補助金</u> )	<u>B</u> 40,000
自己資金	128
その他 ( )	
合 計	140,128

※1,000円未満は切り捨てる。

3 補助金の申請額

交付申請額 (1,000円未満切り捨て)	100,000 円 (※)
----------------------	---------------

(※) ( A 140,128 円 - B 40,000 円 )  
= 100,128 円 と補助上限額 (10万円×店舗数) を比較して低い額

【 事務局記載欄 】 \*

※記入しないでください。

交 付 決 定 額	*	円	担 当 者 印
--------------	---	---	------------

< 誓約事項 > ※漏れなくチェック☑してください。

※チェック欄 (誓約の場合、□にチェックを入れてください。)

- 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。
- 虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には補助金を返還します。
- 過去に当該補助金の交付を受けたことがありません。
- 申請する飲食店を運営する事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例 (平成26年条例第22号) 第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請する飲食店の経営に事実上参画していません。

4 振込先口座

金融機関名	〇〇〇	1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 農協 5. その他 ( )	〇〇	本店・支店・出張所 本所・支所・代理店 店番
預金種目	普通・当座	口座番号	1 1 1 1	1 1 1
フリガナ	カ) 〇〇〇〇			
口座名義	〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇			

※振込口座は、法人又は個人口座のみ。

※口座名義及びフリガナは、通帳見開き1ページ目に記載のとおり記入する。

5 連絡先

担当者 連絡先	所属部署	株式会社〇〇〇〇	担当者職・氏名	〇〇〇 〇〇〇〇
	電話番号	099-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	099-〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇〇〇		

※連絡がとれる正確な情報を記入する。

## 領収書等添付例（飲食店経営者用）

### 【感染防止対策物品の購入等】

※レシートや明細入りの領収書の場合

※交付申請書 2 (1) 支出の部（事業経費）の「レシート等番号」欄に対応する丸付き数字を記入する。

※補助対象経費となる品目を○や色付け等で明示し、補助対象経費一覧の該当する「コード」を記入する。

②

〇〇ストア  
〇〇店 TEL000-000-0000

**領収書**

2020年6月9日

株式会社〇〇〇〇 様

---

¥55,000

---

上記正に領収しました（消費税等5,000円を含みます）

<b>105</b>	内税	〇〇消毒液	¥2,750
		5コ×単550	
<b>302</b>	内税	ゴミ袋	¥4,400
		10コ×単440	
<b>305</b>	内税	〇〇漂白剤	¥990
		3コ×単330	
-----			
(中略)			
-----			
<b>403</b>	内税	ビニールシート	¥5,500
		5コ×単1,100	
<b>201</b>	内税	不織布マスク	¥11,000
		5コ×単2,200	
<b>24,640円</b>			
<b>(22,400円)</b>			
	合計		¥55,000
	(内税		¥5,000)
	お預り		¥60,000
	お釣り		¥5,000

※補助対象経費となる品目の合計額を記入する。品目毎の金額が税込価格表示の場合は、合計額の下にかっこ書きで合計額÷1.1(小数点以下切り上げ)の金額を記入する。

## 領収書等添付例（飲食店経営者用）

### 【感染防止対策物品の購入等】

※ 領収書に明細がない場合（領収書+納品書・請求書等の明細が分かるものを添付）

※交付申請書 2(1)支出の部（事業経費）の「レシート等番号」欄に対応する丸付き数字を記入する。

**② 領収書**

株式会社〇〇〇〇 様

領収日 2020年6月9日

¥55,000円  
(うち消費税5,000円)

上記の金額正に領収致しました

〇〇ストア

※補助対象経費となる品目を○や色付け等で明示し、補助対象経費一覧の該当する「コード」を記入する。

**② 納品書**

2020年05月28日

株式会社〇〇〇〇 様

〇〇ストア

商品名	数量	単価	金額	備考	
〇〇消毒液	5	500	2,500	○	<b>105</b>
〇〇天ぷら粉	3	220	660		
ゴミ袋	10	400	4,000	○	<b>302</b>
〇〇漂白剤	3	300	900	○	<b>305</b>
〇〇醤油	5	300	1,500		
-----					
(中略)					
-----					
ビニールシート	5	1,000	5,000	○	<b>403</b>
不織布マスク	5	2,000	10,000	○	<b>201</b>
-----					
			小計	50,000	
			消費税	5,000	
			合計	55,000	<b>22,400円</b>

※補助対象経費となる品目の合計額を記入する。品目毎の金額が税込価格表示の場合は、合計額の下にかっこ書きで合計額÷1.1（小数点以下切り上げ）の金額を記入する。